

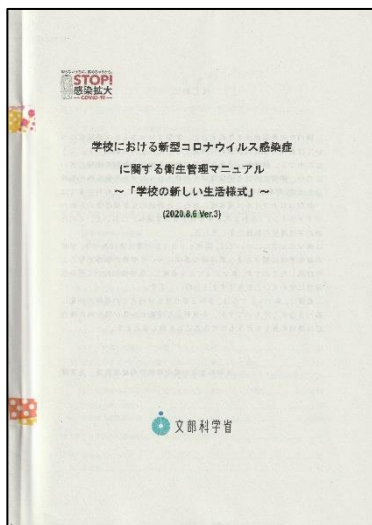
安謝小学校における 新型コロナウイルス感染症対策マニュアル

～学校の新しい生活様式～（Ver3）

新型コロナウイルス感染症とともに生きていく社会を作るためには、感染リスクはゼロにならないということを受け入れつつ、感染レベルを可能な限り低減させながら学校教育活動を継続していくことが重要である。

令和2年8月11日

那覇市立安謝小学校



学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～(2020.8.6 Ver3)より～

- 児童の感染状況として、小学生では70%が「家庭内感染」である。
- 教職員の感染状況は、感染経路不明が約70%で、「学校内感染」と報告された事例の確認はない。
- 10歳未満および10代では、罹患率が他の年代と比べ低く、発症割合、重症割合が小さいとされている。
- 事例より、学校関係者（児童・教職員）に感染者がいたとしても、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」にしたがって感染症対策を行った場合には、学校内で感染が大きく広がるリスクを下げることができるものと考えられる。
6/1～7/31までの報告より

学校においても「3つの密」を避ける、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を継続し、感染症対策を講じながら、可能な限り、授業や教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが必要。

感染症対策を徹底しつつも、感染リスクはゼロにすることはできないという事実を前提として、感染者が確認された場合には、迅速かつ的確に対処することができるよう、保健管理体制を築いていくことが重要。

感染症対策の大原則

1 感染源を断つこと（児童・職員を含め校内に立ち入る全ての方に）

◎安全を最優先に考え、発熱等かぜ症状のある児童をはじめ、疑わしき事案については、原則として、出席停止とすることにより、児童同士及び教職員との間での接触を避ける。

- 家庭と連携した毎朝の検温、風邪症状の確認（健康観察シート）
- 同居の家族にも検温、体調確認を行い、学校への連絡を依頼（レベル2・3）
- 職員の検温及び健康管理（健康観察シートの記入）
本人及び家族に発熱・風邪症状が見られる場合は休む：特別休暇
- 登校時の健康観察の徹底（児童玄関・教室：2段階チェック）（レベル2・3）
- 業者、保護者の立ち入りの制限（窓口の一本化：事務室）

2 集団感染のリスクへの対応

◎3密（換気の悪い密閉空間・多くの人が密集・近距離での発声）を避ける環境づくり、感染経路を経つ対策に努める。以下のことについて学級指導を徹底する。

- 換気の徹底（授業中）・座席の工夫
- 手洗いの徹底
- マスク着用の徹底（外すときは細心の注意）
- 児童が手に触れる箇所の消毒
- 登下校の工夫（分散させる）
- 授業中に留意すること（音楽・体育・家庭科・給食時間）

3 児童の不安及び感染者への偏見や差別への対応

◎感染者・濃厚接触者等に対するいじめや差別的な言動がないように留意するとともに、個人情報の取り扱いにも留意する。

具体的方策

1 感染源を経つ（発熱等かぜ症状のある児童の出席停止の徹底）

（1）家庭での健康観察

- ①毎朝、体温を測り、発熱（体温が37度程度）・咳などの症状がある場合は、登校を控えるようにし、その場合、出席停止となることを保護者に周知する。
- ②同居の家族にも自身の検温や体調確認を依頼する。同居家族に発熱や咳などの風邪症状がある場合は、出席停止となることを周知する。（レベル2・3）
- ③「健康観察シート」は、家庭で記載して毎日持ってきてもらい、学校との健康状態の共有に活用する。

＊「健康観察シート」を忘れた児童・未記載の児童は、保護者へ電話連絡をして、本人及び家族の健康状況を確認する。

（2）学校での朝の健康観察（児童玄関・各教室）

①児童玄関での健康観察（担外）

- 児童玄関で「健康観察シート」の確認を行う。
- 「健康観察シート」を忘れた児童・検温をしていない児童は、その場で検温を行い、保護者へ電話連絡をする。（レベル2・3）
- 保護者と連絡がとれるまで、（ ）で待機させる。（レベル2・3）

□「健康観察シート」を持参して、記入している児童は教室へ移動させる。

②各教室での健康観察（学級担任）

□持参した健康観察シートを提出させ、確認する。

□児童は、教室に入室したら手洗いと手指消毒をする。

□出席者の健康観察を行う。

□欠席者・遅刻している児童を把握し、その理由を確認する。（担任）
（保護者からの欠席連絡等 ＊保護者から連絡がない場合は担任から確認の連絡）

□出席状況を「健康観察簿」に記入し、2校時休み時間までに職員室に提出する。

□養護教諭は、提出された健康観察結果の集計を行い、管理職へ報告する。

□授業中、昼休み、放課後等も随時健康観察を行う。また、体調がよくない者については、随時養護教諭に引き継ぐ。

※教職員についても、毎朝、自宅で体温を測定し、「健康観察シート」に記録する。
感染症拡大防止の観点から、発熱等かぜ症状がある場合には、管理職へ報告し「特別休暇」を取得し、出勤を控えさせる。

（３）外部者（業者・保護者・地域）の制限

①外部者の不要な立ち入りは控えてもらう。立ち入る際は、事務室前で受け付け及び健康状況の確認を行う。体調不良時は、立ち入りを控えてもらう。（事務）

②PTAや地域ボランティアの活動については、事前に報告してもらい活動内容等を勘案した上で校長が判断する。活動時は、事務室前で受け付け及び健康状況の確認を行う。校内では「基本的な感染症対策」を遵守してもらう。

③レベル２・３においては、保護者・地域・業者の立ち入りを制限する。

２ 集団感染のリスクへの対応（３密の回避及び感染経路を絞る）

（１）教室内の換気

①常時２方向の窓を全開にする。（１５cm以上）

②窓を閉める場合は、１授業時間に１回（授業開始２０分後）と休み時間毎に窓を全開し、５分以上換気を行う。

③窓が１つしかない場合は、扇風機等を活用して空気の流れをつくる。

④児童に対して、換気の意義や方法を指導する。（学級活動・保健体育等）

（２）教室内の座席

①教員は、マスク若しくは代用品（ハンカチ、手ぬぐいなど）を着用する。
児童までの距離を可能な限り一定程度離すようにする。

(レベル1＝1mを目安、レベル2・3＝2m程度：最低でも1m)

②教室等において、座席間を離して一人ずつ着席させる。できるだけ児童間の距離を離すよう配慮する。(レベル1＝1mを目安、レベル2・3＝2m程度)

＊左右は教室ベランダ側から廊下まで、前後はロッカー近くまで机を配置して距離を離す。

③グループ活動を行う際には、複数の教室に分かれて実施するなどの工夫を行い、児童同士が近距離での会話や発声を避けることができるようにしたり、飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクを着用させる。

＊声の大きさにも注意させる：大声をださない

④児童に密集を防ぐ意義や方法について指導を行う。(学級活動・保健体育等)

(3) 感染経路を経つ対策

①石けんでの手洗いを徹底する。

＊児童に手洗いの効果、正しい手の洗い方、手洗いのタイミングを指導する。

【手洗いのタイミング】

☐ 登校直後 ☐ 咳やくしゃみ、鼻をかんだ後 ☐ 体育の授業後 ☐ 外遊びの後 ☐ みんなで使うものを触った後 ☐ トイレの後 ☐ 給食前後 ☐ 清掃前後 ☐ 休み時間ごとに手洗い(レベル2・3)

＊石けんや消毒に過敏な児童に対しては、水洗いをしっかり行うようにさせる。

②マスク着用の徹底・咳エチケット

☐児童にマスク着用の意義と正しいマスクの着用方法について指導する。

☐マスク未着用の児童については、繰り返し指導、家庭への連絡を行う。

☐息苦しさや過敏さなどからマスク着用が難しい時には、距離を保ち、換気の悪い所での発語を避けるように指導する。

(息苦しさを感じたら一時的にマスクを外し深呼吸をするなど、呼吸を整えさせる)

☐咳エチケットの意義と方法について指導する。

☐体育の時間等にマスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外し、手指がウイルス等に付着しないように、なるべくマスクの表面には触れず、内側を折りたたんで、机の中で保管する。

③消毒の徹底

☐多くの児童が手に触れる場所(ドアノブ・手すり・スイッチ・蛇口など)は、児童の下校後、担任等で行う。(チェックリストの記入)

☐ (レベル2・3) トイレ清掃は放課後に職員で対応する。その際は、手袋・マスクを着用する。

☐ (レベル2・3) 個人の机、椅子の消毒。

(4) 下校の仕方

- ①当面の間、学級を複数（2つ以上）のグループに分けて時差下校とする。
- ②学年内で連携し、児童玄関までの誘導・教室内で待機する児童の管理をする。
- ③寄り道をしないで帰宅するように学級での指導を行う。
- ④管理職及び担任は、児童玄関及び児童玄関前にて「密」にならないよう下校指導を行う。

(5) 授業の留意点について

- ①「密閉」を避ける（換気の徹底）
 - 可能な限り常時窓は開けておく。
 - 授業開始20分後には換気（5分以上）行う。休み時間ごとに換気を行う。
- ②共用で器具や用具等を使用するときの注意事項
 - 理科、図画工作、家庭科、体育等において、共用で使用する器具や用具、ICT機器等を使用する場合は、使用前後に手洗いや消毒を行う。
- ③児童同士が対面形式となるグループワーク及び近距離で一斉に大きな声で話す活動は、「感染症対策を講じてもおお感染リスクが高い学習活動」となるため、全教科で行わない。（レベル3）
- ④特に配慮を要する教科
 - 音楽科**
 - 単元を入れ替えるなど、年間計画を見直す工夫を行い、当面の間、歌唱及び口に触れる楽器の演奏学習を見合わせる。段階的に取り入れる際、できる限り一人一人の間隔をあげ、人がいる方向に口が向かないようにする（同じ方向を向くようにする）、グループに分けて（少人数で）行う、回数や時間を絞るなどして実施する。
 - 体育科** ※熱中症対策を最優先して行うこと。
 - マスクの着用は必要ないが、児童の間隔を十分確保する。
 - できる限り屋外で学習する。体育館を使用する場合は、体育館の窓を開放するなど、十分な換気を行う。
 - 当面の間、体づくり運動、サッカー、バスケットボール、ダンス等の学習において、身体が接触するような活動は避ける。
 - ・サッカーにおけるボールの奪い合い
 - ・バスケットボールにおける防御等
 - 近距離での会話や活動は避ける。
 - 大声での応援、ハイタッチ、握手、補助等の身体的接触は避ける。

□多数の者が触れる用具（ボール等）を使用する場合は、手で目・鼻・口などを触らないよう指導する。授業が終わったら、石けんで手洗い・うがいをする。（習慣づける）

家庭科

□単元を入れ替えて年間指導計画を見直し、当面の間、調理実習は見合わせる。

□裁縫実習を行う際には、児童同士が近距離で作業することを避け、ミシン等の用具の消毒を行う。

外国語・外国語活動

□一斉に大きな声を出す活動は行わない。（レベル2・3）

□握手・ハイタッチ、身体的接触を伴う活動は避ける。

（6）休み時間について

休み時間の行動については、教員の目が必ずしも届かないことから、児童本人に感染症対策の考え方を十分理解させるとともに、「3密を避ける」遊びの工夫を考えさせる。（密閉・密着・密接を避ける、外遊びの後の手洗い・うがいを実践することを意識して行動できるようにする）

□運動場でのサッカー・鬼ごっこ等、接触する遊びは当面行わない。
（レベル2・3）

（7）給食について

①児童全員、給食前に石けんを用いた手洗いの徹底を行う。

□配膳台と児童机をアルコール等で消毒する。

②給食当番を行う児童の体調を確認（下痢、発熱、腹痛、嘔吐の症状の有無）、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとる。

③給食当番を行うにあたっては、必ずマスク及びエプロン等を着用し、同じマスク及びエプロン等を複数の児童で使用しないこと。マイエプロンの着用。

④給食の配食にあたっては、各個人では行わず、健康状態を点検した給食当番の児童及び教職員が行う（セルフは行わない）。おかわり等の配食は、教職員が行う。

⑤児童は飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにせず前を向いて食べる、会話を控える等の指導をする。

（8）清掃活動について

- ①換気のよい状況で、マスクを着用した上で行う。
- ②清掃前後は、必ず石けんを使用して手洗いをを行う。
- ③清掃は通常通り行う。密を避けるように工夫する。
- ④トイレ清掃については、当面、水を使わない清掃を行う。（ペーパーの確認やスリッパ並べ、ごみ捨てなど）（レベル2・3の場合は職員で行う）

3 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

新型コロナウイルス感染症は、感染経路が不明であるケースも多数見受けられることから、誰にも感染の可能性があるのであって、特定の国や地域をさして「（〇〇〇の国や地域）からの子どもや保護者が来るなら（いるなら）学校には行かない（行かせない）」「（〇〇〇の国や地域）の子どもが感染症を広めている」といった偏見や差別につながるような言動に対しては、断じて許されないという毅然とした態度で対応を行うようにする。

また、感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族等を選別したり、排除したりしないように留意する。

子ども・保護者等から初期症状についての相談・連絡があった場合、丁寧に対応し、個人情報の管理を徹底するとともに、罹患した場合であっても、いたずらに感染者が特定されることのないようにする。

4 その他

（１）免疫力を高める指導

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

（２）心のケアについて

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に取り組む。